

(紹介手数料の返還)

- 第10条 本件業務により採用された採用者が、入社後90日以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職し、または解雇された場合は、乙は紹介手数料の50%を甲に返還する。但し、甲の都合により解雇され、または退職した場合、並びに第10条に規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。
- 2 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、丙が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、退職した当該採用者に替わる人材を直ちに紹介できうる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。
- 3 甲が第4条に規定する紹介手数料を乙に支払う前に丙が退職した場合、甲は本条項の返還に該当する金額を減額して乙に紹介手数料を支払うものとする。